

会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会A） 第4回作業部会
日時・場所	平成24年7月4日（水）市民会館中会議室
会議参加者	部会員 泉谷委員、山口委員、相坂委員、菅原委員 事務局 吉田次長、広中主査 傍聴者 なし

○開会（司会：吉田次長）	
<p>それでは第4回目のA部会を始めます。本日が最終の部会となりますので、活発な意見交換をお願いします。本日は、住民投票に関する規定案を作る作業を行います。委員から規定案が提出されておりますので、それを基に協議を進めたいと思います。それでは、規定案の説明をお願いします。</p>	
<p>（委員） 前回までの意見を参考に規定案を作りました。「第〇条 市は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、別に定める住民投票を行うことができます。」第2項として、「市は、前項の住民投票の結果を尊重しなければなりません。」としました。また、住民投票の解説として、「住民投票に参加できる人の資格や住民投票の実施に関わる必要な事項を、別に条例で定めることにします。」と別の条例で住民投票について定めるということで文章化してみました。この場で意見を出し合っていて直していただければ良いと思います。</p>	
<p>（事務局） 発言させていただいてよろしいでしょうか。すごくシンプルにまとめていただいて良い規定文だと思います。他市では、自治法の規定をなぞって条例制定請求を書いてあるところもあります。これまでの議論では、恵庭市のスタンスとして住民投票はツールとして必要だから規定するが、実施した結果については、議会との関係も考えて取扱いを決めなければならないというものでした。規定案の第1項と第2項は、その議論の内容を反映させ、且つ簡潔に書かれていますと思います。法制上の部分で第1項については「別に条例で定めるとことにより」と書くことにはなります。</p> <p>これまでの議論で、「その都度条例で定める」のように「その都度」とすることについてはどうだったでしょうか。</p>	
<p>（委員） そのことも考えましたが、基本条例では簡潔に書くことを考え、このような規定案としました。</p>	
<p>（事務局） この案の規定を適用させる場合、別に定める条例は、常設型の住民投票条例の場合とその都度定める個別型の住民投票条例の場合の両方を想定することができます。「その都度」と書いてしまうと個別型の住民投票条例しか制定できません。現在は住民投票を実施するような状況にはありませんが、実施にあたっては条例を定める。そのときになって、常設型か個別型かを議論して条例を定めれば良く、基本条例においては、住民投票は条例を定めて実施するというのを義務付けておけば良いという整理でよろしいでしょうか。</p>	
<p>（委員） そういう考え方で良いと思います。もうひとつ、住民側から住民投票の実施を求める場合</p>	

<p>のことについて盛り込むべきかは考慮しました。規定案は、「市は」という主語で書いてみましたが、住民側からの請求についてをどうするか議論して考えたいと思います。</p>
<p>(事務局) 有権者は、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対し条例の制定を請求することができるという地方自治法の条例制定請求権について、それをなぞって基本条例に書くかどうかということですね。なぞらなくても、法律に定めるところにより条例の制定を請求することができるように書くことも考えられます。</p>
<p>(委員) 地方自治法ではどのように書いてありますか。法文はありますか。</p>
<p>(事務局) 法文は今日用意してませんが、稚内市の規定が自治法の規定をなぞっていますので、参考になると思います。自治法の規定をなぞって書くか、自治法で規定されている条例制定請求権を逐条解説などで紹介するという方法もあるかもしれません。</p>
<p>(委員) 基本条例には長々と書かない方が良いと思います。法律で定めてあるのであればわざわざ書く必要もないと思いますが、あえて書くということも考えられますので、皆さんの意見を聞いてみたいと思います。</p>
<p>(司会) どうでしょうか皆さん。</p>
<p>(委員) 自治法の規定をなぞって書いても、法律の定めるところによりと書いても、また、まったく書かなかったとしても、結局は自治法の規定に基づいて条例の制定を請求することになります。個人的な感覚で言うと、基本条例は多くの市民に知ってもらうことをコンセプトにしていると思いますので、自治法に規定があるからといっても、一般の市民は自治法などを読む機会もないでしょうし、請求権があることについて書くことも考えて良いと思います。また、書き方では、法律の規定をなぞるようなものではなく、権利があるということを示せば良いと思います。</p>
<p>(事務局) 函館市の第11条や名寄市の第26条第3項のように書くということですね。</p>
<p>(司会) 他の方はどうでしょうか。</p>
<p>(委員) 案は、シンプルで良いと思います。「市は住民投票を行う」と書いていますが、これは、市長が発案する場合のほか、議会が条例制定を請求したり、住民が条例制定を請求したりした結果、住民投票を市が行うという考えだと思います。でなければ、稚内市のように細かく規定しなければならなくなってしまうと思います。</p>
<p>(委員) 一般的にそういう解釈ができるというのであれば良いと思います。</p>
<p>(事務局) 住民投票の実施については、市が条例を定めて行うのですが、そのきっかけについてはいろいろあるので、そのすべてを書き連ねる必要はないのではないかと思います。</p>
<p>(委員) 解釈の仕方はいろいろありますが、きっかけについてパターンを逐条解説に載せるということも考えて良いと思います。そんなに使う機会こともない制度ですから、長々と書くよりも解説などで分かりやすく伝えるということも考えて良いと思います。</p>

<p>(事務局) どの市も「別に条例で定める」というように規定していますが、市町村合併を除き、実際に条例を定めてはいません。住民投票を実施する状況になってはじめて条例を作ることを考えることになるようです。</p> <p>規定案の第2項に関して、美唄市のように「あらかじめ結果の取扱いを明らかにする」ということについてはどうでしょうか。</p>
<p>(委員) 私は盛り込みたいと考えています。住民投票をやるとなれば、とても重要なテーマについてすることになると思います。そのときの投票結果を無視することはできないと思いますので、これまで投票結果に反した結論を出した事例もあったのかもしれませんが、基本的には住民投票の結果に従うべきで、法的な拘束力があっても良いくらいだと思いますので、投票結果の取扱いについてあらかじめ公表することを義務付けでも良いと思います。</p>
<p>(事務局) 投票結果が、7対3だったり8対2だったりしたときは投票結果に従うということで良いと思いますが、51対49のように僅差だった場合、投票率の問題もあると思いますが、多数が絶対ということで良いのでしょうか。</p>
<p>(委員) 最終的には多数決で決めるのが原則ですから、僅差であっても多数側に従わなければならないと思います。実際に市政に携わっている人は、主観で決めるのでしょから、尊重すると言っても従わない場合も考えられます。</p>
<p>(事務局) 従わない場合が想定されるため、結果の取扱いについて事前公表し、しほりをかけるという規定を考えたのだと思います。</p>
<p>(委員) 投票結果については勿論公表されると考えて良いですよ。</p>
<p>(事務局) 公表しない訳にはいかないと思います。</p>
<p>(委員) 結果の取扱いにはどのようなものが想定されますか。</p>
<p>(事務局) 取扱いなので、「従う」というほか例えば「参考にする」などでも良いと思います。</p>
<p>(委員) であれば、なおさら尊重するのままで良いということにならないでしょうか。</p>
<p>(委員) 参考にするなんて言うのであれば、誰も投票なんかに行かないのではないかと。</p>
<p>(委員) そうということになるのでしょから、「尊重する」ととどめておいて良いと思います。</p>
<p>(事務局) ここで結果の取扱いについて事前公表を義務化してしまうと、想定していない不都合が生じる可能性も出てくるかもしれません。</p>
<p>(委員) 非常設型のメリットである柔軟性を削ってしまう可能性も考えられます。</p>
<p>(事務局) 別に定める条例に委任する形式をとりますが、「その都度」を止めたように、基本条例でしほりを付けない方が良いということですね。</p>

(司会)	どうでしょう。ほかにご意見はないでしょうか。
(委員)	住民投票の意味を明文化するという意見が委員会で出てなかったでしょうか。住民投票の目的をはっきりさせるべきではないかという意見だったと思います。
(事務局)	委員会の自由意見で、「住民投票実施の意味について総則で明らかにしておくべき」というものがありましたが、今回の規定案には、第1項に「市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため」とあり、これが目的であると考えられますがいかがでしょうか。
(委員)	そうですね。それが目的になります。
(委員)	そうですね。そういった意見があったのを思い出してお話したのですが、目的についてはそれしかないですね。
(司会)	皆さんの意見をまとめますと、第1項については、解説などで条例制定請求権については紹介するというのを念頭に、第2項も含めてシンプルに書きあげていくので良いのではないかとこの部会の意見としてまとめることでよろしいでしょうか。
(委員)	解説に加えていただきたいと思います。
(司会)	これでA部会での協議は終了しますが、全体で何かあるでしょうか。
(委員)	協働の部分で、規定案にある「想像性」ですが、「創造性」の間違いではないでしょうか。また、「創造性を活用し」の後に読点を打つ必要があると思いますがいかがでしょうか。
(事務局)	創造性についてはそのとおりですね。誤変換に気づかずに記載してしまいました。申し訳ありませんでした。また、読点についても入れた方が良いと思います。 この部会の案を委員会に出すまでに期間がありますので、お気づきのことがありましたら事務局までご連絡ください。集まらなくても文書の送付などのやり取りで修正などができると思います。
(委員)	協働の解説にある「資源」について、「人的あるいは物的資源」とありますが、情報についてはどちらになるのでしょうか。
(委員)	この場合、物的資源と考えて良いのではないのでしょうか。
(事務局)	この「物的」の「物」については、民法に規定する権利の客体としての「物」ではなく、もっと広く無体物も含むというように考えて良いのではないのでしょうか。
(委員)	この部分については調べて明らかにする必要があると思います。
(司会)	これでA部会は終わりになりますが、A部会が所掌しているパート以外の部分についてご意見などはないでしょうか。
(事務局)	例えば、地域コミュニティについてはどうでしょうか。部会は大まかに分けてありま

すが、この部分はA部会のパートに近いと思います。

(委員) 地域コミュニティはなぜ必要か、協働との関わりはどうだというように考えると、協働を目指して基本条例を制定するのですが、地域コミュニティがベースになって協働を実現するので、条例のどこかに盛り込んだ方が良いでしょう。

(事務局) 今後、協働を考えていくときに、地域コミュニティの活動が活発になるような政策を実施することになるように思います。このため、基本条例に盛り込むべき事項のように思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 今、市内3地区でやっているまちづくり市民委員会は、まちづくりですがコミュニティづくりと考えても良いと思います。それは協働でなければできないということです。地域の課題を地域で解決するという考えでは、コミュニティが存在しないとできません。

(事務局) 言葉としてはコミュニティというのはどうでしょうか。日本語に置き換えるよりもコミュニティと使った方が分かりやすいのでしょうか。

(委員) 地域コミュニティの定義をどうするかですね。若い方はどう捉えていますか。

(委員) どうでしょうか、日本語に言い換えるのは難しいように思います。ニュアンスですが、単に集団とするとグループでしょうし、何か目的を持って集まった集団のようなイメージがあります。

(事務局) 地方自治法で、町内会などが不動産を取得するために認可を受けて権利の主体となれる規定がありますが、そこでは「地縁による団体」と用いられています。コミュニティというとう説明したらよいのかわかりませんが、地域コミュニティという「地縁に基づいて形成された集団」という「地縁による団体」と同義だと思います。

(泉谷委員) コミュニティーは、町内会もそうですが、NPOや任意活動団体でもそうです。コミュニティづくりは大事です。

(事務局) それでは、コミュニティについて委員会に報告して議論していただくということにしたいと思います。

(司会) それでは、以上でA部会での協議を終えたいと思います。大変お疲れ様でした。